

郡上市空き家家財道具等処分費補助金交付要綱

(目的)

**第1条** この告示は、郡上市空き家バンクに登録して入居者募集を行おうとする空き家（以下「当該空き家」という。）の所有者に対し、当該空き家の家財道具等を処分するための費用の一部について予算の範囲内において補助金を交付することに関し、郡上市補助金等交付規則（平成16年郡上市規則第39号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、郡上市空き家バンクへの登録促進を図り、もって空き家の活用及び地域の活性化に資することを目的とする。

(補助対象者)

**第2条** 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 当該空き家の所有者で、原則3年を超える期間、当該空き家を郡上市空き家バンクへ登録することが見込まれる者
- (2) その他市長が必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

- (1) 市税及び税外収入金等の滞納がある者
- (2) 過去にこの告示による補助金の交付を受けた者

(交付の条件)

**第3条** 前条に規定する補助対象者は、当該空き家の管理について、次に掲げる事項の全てを遵守するものとする。

- (1) 当該空き家は常に提供可能な状態を保持すること。
- (2) 市が実施する交流・移住推進事業に当該空き家を提供すること。
- (3) 自ら家財道具等の処分を行わず、第三者に委託する場合は、処分に係る許可を持つ業者に委託すること。

(補助対象経費)

**第4条** この補助金の対象となる経費は、当該空き家に残存する家財道具等の処分及び搬出に要する経費とする。ここでいう家財道具とは、当該空き家の既存荷物をいう。

(補助金の額)

**第5条** この補助金の額は、対象経費の2分の1以内とし10万円を上限とする。

2 前項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金等の交付の申請)

**第6条** 補助金等の交付の申請をしようとする者は、空き家家財道具処分費補助金交付申請書（別記様式）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書又はこれに代わる書類
- (2) 当該空き家の間取り図及び位置図
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の返還)

**第7条** 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全額を返還させることができる。

- (1) 賃貸又は売買契約が成立していないにもかかわらず、郡上市空き家バンクへの登録の日から起算して3年以内に当該空き家情報の登録を取り消したとき。
- (2) 前号のほか、この告示の規定に違反する行為があったと市長が認めるとき。

(その他)

**第8条** この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この告示は、平成28年4月1日から施行する。